

令和元年市議会 1 2 月定例会

所 信 表 明

令和元年 1 1 月 2 8 日

令和元年市議会 1 2 月定例会所信表明

- 令和元年市議会 1 2 月定例会の所信表明に先立ち、はじめに市民の皆さま及び議員各位に、野口町三丁目地内の市道の境界確認におきまして誤りが判明し、その後、再度境界確認をする事態となったことについて、ご報告とお詫びを申し上げます。

本件は、平成 2 9 年 9 月に土地所有者の申し出を受け、同年 1 1 月に市道第 1 9 2 号線 2 と申請者所有地の境界確認を市と申請者及び関係者等の現地立会により実施したものでございます。その後、申請地は売却され開発行為による造成工事が進められる中、本年 8 月に法務局より、公図との差異があり、開発区域内で予定されている 9 区画のうち 1 区画に、市道第 1 9 2 号線 2（いわゆる赤道）が存在しているとの指摘を受け、平成 2 9 年当時の境界確認に誤りがあることが判明したものでございます。

当該指摘は、開発行為の事業中に明らかになったことから、開発事業者におかれましては速やかに開発行為の変更手続きを行い、開発行為は、既に完了しております。しかしながら、1 区画については赤道が残っている状態であり、このままでは住宅建築ができないため、財産整理の手続きを至急行う必要があることから、市では平成 2 9 年 1 1 月に実施した境界確認を再度行う必要があると判断し、従前の土地所有者と市の間において、本年 9 月に改めて境界確認を行い、本定例会に道路線の廃止及び認定の議案を提出させていただいているところでございます。

なお、従前の土地所有者からは改めて本市道路線の廃止ならびに払い下げの申請書が提出されており、本議案をご可決いただ

れば、法定管理期間終了後、市は速やかに従前の土地所有者に払い下げる予定でございます。

今回このような事案が生じたのは、市としては、現地立会いに向けた事前準備である、保有する図面や資料の確認が適切に行われなかったこと、このような準備不足の状態で行ったことなどが原因と考えられるところでございます。

このことから、過日、所管である、まちづくり部へは私より直接、境界確認に必要な作業の確実な実施と、再発防止策の徹底を指導したところでございます。

また、合わせて当時の担当者ならびに関係する管理職、監督職については11月25日に私から嚴重注意の措置伝達を行いました。

従前の土地所有者ならびに現在の土地所有者等、関係する方々に対しましては、多大なご迷惑をおかけしましたことに市長として深くお詫びを申し上げますとともに、今後、このような事案が発生しないよう、市道の境界確認業務の適正化に努める所存でございます。誠に申し訳ございませんでした。

なお、市道第192号線2の廃道は財産整理を行う上で必要不可欠でありますので、議案については何卒、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

- それでは、令和元年市議会12月定例会の開催にあたりまして、当面する諸課題につきまして、ご報告かたがた所信の一端を申し上げ、議員各位、並びに市民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

○ はじめに台風の影響と対応についてご報告申し上げます。

今秋の風水害等により広範囲にわたる地域において、土石流や土砂崩れ、河川の氾濫、堤防の決壊など甚大な被害が発生し、多くの方の命が失われ、いまだに行方不明者、避難生活を余儀なくされている方もいらっしゃいます。

犠牲となられた方々に衷心より哀悼の誠を捧げ、被災された皆さまにお見舞い申し上げますとともに、一日も早い被災地の復旧・復興をお祈り申し上げます。

被災された方々のため、市役所本庁舎 1 階に募金箱を設置し義援金を受け付けており、市民の皆さまへご支援をお願いしております。

また、東京都より被災自治体への職員派遣について要請があったことを受けまして、千葉県きみつし君津市、茨城県ひたちおおたし常陸太田市、茨城県だいごまち大子町へ職員をそれぞれ 1 名ずつ派遣いたしました。

派遣期間は君津市へは 10 月 8 日から 16 日までの 9 日間、ひたちおおたし常陸太田市へは 10 月 25 日から 31 日までの 7 日間、だいごまち大子町へは 10 月 29 日から 31 日までの 3 日間で、君津市では罹災証明発行業務、ひたちおおたし常陸太田市、だいごまち大子町では災害廃棄物処理業務などにそれぞれ従事いたしました。

今後の被災地への職員派遣は未定でございますが、引き続き情報収集に努め、被災地の一刻も早い復旧・復興のため、出来得る限りの支援を行ってまいりたいと考えております。

○ 9 月 5 日に発生いたしました台風 15 号では、関東地方に上陸

したものとしては観測史上最強クラスの勢力で、9日に上陸し、千葉県を中心に甚大な被害をもたらしましたが、当市における対応といたしましては、土砂災害及び河川の溢水等を考慮し、自主避難所を市内公共施設6カ所に開設したところ、4名の方が避難をされ、無事に一夜を過ごしていただきました。

幸いにして市内には大きな被害もなく、河川の溢水、大規模な道路の冠水等もございませんでした。また、この台風で初めて防災ナビの「災害モード」を稼働させたところ、市民、関係機関合わせて9件の投稿があり、被害状況の早期把握が可能となり、その実用化を図ることができたところであります。

さらに、台風が去った2日後、9月11日には関東地方を中心に短時間に強い雨が降り、当市では40分間で25ミリを超える局地的な豪雨に見舞われ、また、落雷によりおよそ1時間45分の間に最大で約2千4百世帯の停電が発生いたしました。停電の影響を受けた市民の皆さまに対し、廻田文化センターを臨時避難所として開放したところでございます。

また、10月6日に発生した台風19号は、大型で猛烈な台風に発達した後、進路を北側に変え日本の南を北上し、12日19時に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸、その後、関東地方を通過し、13日12時に日本の東で温帯低気圧となりました。雨につきましては、10日から13日までの総降水量が、神奈川県箱根で1,000ミリに達し、東日本を中心に17地点で500ミリを超え、特に静岡県や新潟県、関東甲信地方、東北地方の多くの地点で時間降水量の観測史上1位の値を更新するなど記録的な大雨となり、当市には発表されませんでした。近隣の市町村を含む多くの地域

で大雨特別警報が発表されたところでもあります。

当市では、12日午前4時14分、大雨警報が発表されたことにより警戒配備態勢に移行し、午前9時より自主避難所として「中央公民館、秋津公民館、萩山公民館、富士見公民館、廻田公民館、秋水園ふれあいセンター、多摩湖ふれあいセンター、市民スポーツセンター、ふるさと歴史館」の9カ所を開設いたしました。

この自主避難所は自宅に留まることが危険とご判断頂いた市民の皆さまに「安全な場所」をご提供する目的で開設したものでございます。

その後、更なる台風による被害が想定されましたことから、災害対策本部を設置し、午後2時に市内全域に避難準備情報を発令、これに伴い、すでに開設しておりました自主避難所の一部を「避難所」に変更するとともに、新たに秋津小学校、東村山第四中学校を避難所として開設し最大624名の市民の皆さまが避難されました。

午後8時から9時には、時間最大雨量48ミリを記録し、前川及び柳瀬川において一部溢水が発生いたしましたが、その後、風雨は徐々に弱まり、13日午前2時13分、大雨警報が解除されましたことから情報連絡態勢に移行いたしましたが、深夜であったことから、避難者の皆さまには引き続き避難場所をご利用いただき、最終的に午前7時40分にすべての避難場所を閉鎖いたしました。

市内の被害といたしましては、一般住宅におきましては、床上浸水4件、床下浸水8件、その他被害として2件が発生したほか、秋津小学校におきまして体育館前スペースの冠水、北山小学校では八国山からの雨水により体育館内に床上浸水、その他、道路冠水やカーブミラーの転倒、倒木など7件が11月26日時点で報告さ

れております。

改めまして、被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

今回の台風に伴う当市の対応としては、迅速さが要求されることを認識し、市民への情報提供、避難場所の確保、土のう準備等を対策するように各所管に指示したところであります。

さらに、10月24日から26日にかけて、西日本から北日本の太平洋側沿岸に沿って低気圧が進み、日本の東海上にあった台風21号からも湿った空気が流れ込み、大気の状態が非常に不安定となり、関東地方から東北地方の太平洋側を中心に広い範囲で総降水量が100ミリを超え、特に千葉県や福島県を中心に200ミリを超える記録的な大雨となりました。

当市の対策としましては、事前に委託業者及び職員による土のうの補充を行い、万全の体制を整えるべく準備を進めたところがございます。結果といたしまして、大雨警報の発表は在りましたが、幸いにも本市では、浸水害等の被害報告はございませんでした。

11月13日に防災・防犯対策推進会議を開催し、熊木議長より私宛に提出された「台風19号への対応と課題」も踏まえ、台風19号への市の対応等を検証し、市民より避難所に関して多くのご意見をいただいたことから、今後の風水害における避難所については、自主避難所として開設される場合も含め、地域バランス等を考慮し、化成小・八坂小・萩山小・南台小・青葉小・秋津東小・野火止小の小学校7校と第二中学校・第四中学校・第五中学校・第七中学校の中学校4校の合計11校の体育館とする方向で今後、学校や庁内等の調整を行うこと、また、土のうについては5千袋^{たい}を目途に常備することなどを決定したところであります。

今後も、風水害に対しこれまで以上に迅速かつ的確に対応できるように備えいくと同時に、市民の皆さまにも、自らの命を守るための日頃の準備や速やかな行動、近隣の方々との協力体制など、今以上に充実していただけるように自助、共助についての啓発を進めてまいりたいと考えております。

- 続きまして、多磨全生園創立110周年記念式典・集いと厚生労働大臣への要請活動についてご報告申し上げます。

同記念式典・集いは、去る9月28日に開催され、記念式典には加藤勝信^{かとうかつのぶ}厚生労働大臣もご出席され、国の隔離施策により、ハンセン病に対する社会の厳しい差別、偏見を生み、ハンセン病の元患者や家族の皆さまに筆舌に尽くしがたい苦痛と苦難を与えた事実を厚生労働大臣として真摯に反省し、深くお詫びすると述べられたほか、多磨全生園の「人権の森構想」などの将来構想や来年に迫ったオリンピックの聖火リレーが多磨全生園で開催されることなどについて述べられました。

現職の厚生労働大臣として多磨全生園の将来構想に触れ、「その実現に向けて着実に取り組んでいく必要がある」と発言されたことは、私が記憶する限り、初めてではないかと認識しており、大変意義のあるご発言であったと考えております。

私も所在自治体の首長として、記念式典でご挨拶をさせていただき、昨年11月からスタートした、園、入所者自治会、市の3者による定例的な意見交換や、長年に渡り、市内小・中学校の児童生徒へ限りない愛情を注いで人権教育を直接行っていただいている平沢保治^{ひらさわやすじ}入所者自治会会長へ東村山市民栄誉賞をお贈りさせてい

いただいたことなどを述べさせていただきました。

なお、式典後の記念の集いには、小池百合子^{こいけ ゆりこ}東京都知事もご出席され、オリンピック・パラリンピックを通じて東京を、すべての人々が社会の一員として尊重され、いきいきと生活できる都市にし、そのためにも、ハンセン病が正しく理解される日が一日も早く訪れるよう、都としても、ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発に努めていくと述べられました。

また、11月21日には「令和元年度全国ハンセン病療養所所在市町連絡協議会総会」での決議内容について、加藤勝信厚生労働大臣へ要請活動を行ってまいりました。

本年7月11日に宮城県登米市^{とめし}で開催され、私が会長として、熊木議長が評議員として出席し、総会で決議されました国への要請事項について、3年連続で現職の厚生労働大臣への要請を実現することができました。

私からは、ハンセン病療養所の現状を加藤大臣へお話しさせていただき、全国に今年5月時点で1千211名の方が入所されており、平均年齢は85.9歳と高齢化が進んでいることから、各園における医療・看護の充実、将来構想の実現及び、所在市町と国や都県を含む関係機関との連携を加藤大臣へ強く訴えさせていただきました。

当日は国会議員の超党派で構成されております「ハンセン病対策議員懇談会」の会長を務めていらっしゃる金子恭之^{かねこ やすし}衆議院議員と、事務局長の津島淳^{つしま じゅん}衆議院議員、各党のハンセン病対策議員懇談会の国会議員の方々にもご同席いただき、私どもの活動に対し、今後も力強いご支援をいただける旨のお話しを頂けたほか、加藤大臣

からも、国としても各園の将来構想実現に向けて連携をしていきたいとお言葉を頂戴したところでございます。

引き続き、国や入所者自治会、市の三者による意見交換を継続し、東京都も含めた関係者の皆さまや市民の皆さまと共に力を合わせ、私自身も多磨全生園の110年という歴史の重みをあらためて胸に刻み、将来構想の実現に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

- 続きまして、去る11月3日付で発令されました、令和元年秋の叙勲、第33回危険業務従事者叙勲について申し上げます。

このたび、秋の叙勲におきましては、瑞宝小綬章を小林強平氏、佐々木英男氏の2名のかたが受章され、瑞宝双光章に朝木多貴子氏、前野正登氏の2名のかたが受章され、新井高次氏、後藤和夫氏、菅原マサエ氏の3名のかたが瑞宝単光章の栄誉にそれぞれ浴されました。

また、危険業務従事者叙勲におきましては、坂原晃治氏、政所壽保氏の2名のかたが瑞宝双光章の栄誉にそれぞれ浴されました。

あらためて、受章されました皆さま方に心からお祝いを申し上げますとともに、これまでのご功績に敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

- 続きまして、副市長の定数の改正についてご報告申し上げます。

少子高齢化や人口減少など私たちを取り巻く環境が大きく変化し、その変化のスピードが加速する中、これまで以上に私たち市政運営の最高責任者には迅速かつ的確な意思決定と力強いリーダー

ーシップが求められております。また、多発する災害への対応力の強化も必要です。

そこで第5次総合計画のスタートを見据え、トップマネジメントの機能強化を図るため、現在の条例上の定数1人を、本定例会において2人とする条例改正案をご提案させていただきます。

あらためて提案の際にご説明申し上げますので、ご理解、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○ それでは、各分野別に事業の進捗状況や新たな取り組みなどについてご説明いたします。

○ はじめに、経営・政策分野であります。

○ 令和2年度の予算編成について申し上げます。

令和2年度の当初予算を『将来都市像の実現を目指し、第4次総合計画の総仕上げとなる予算』と位置付け、10月3日に開催した予算編成会議において、「予算編成方針」の示達を行いました。

あわせて「予算編成方針」と「留意事項」、「編成スケジュール」をホームページに掲載することで、基本的な方針や重点施策、留意事項など予算編成の考え方について公開をしているところです。

令和2年度予算については、第4次総合計画の取り組みの成果と課題を的確に捉え、第5次総合計画へつなげることを意識し、限られた財源を効果的に活用して実効性のある施策の展開を図るとともに、SDGsの考え方を踏まえた持続可能なまちづくりを進

めていけるよう検討を行うなど、現在、予算編成に取り組んでいるところです。

- 続きまして、第5次総合計画等の策定、第5次行財政改革大綱の策定に向けた取り組みについてご報告を申し上げます。

第5次総合計画につきましては、各種の基礎調査内容の分析や人口推計をもとにした将来予測などを踏まえ、目指すまちの姿など、計画の骨格づくりを進めてまいりました。この間、随時ご報告申し上げてまいりました多様な形態での市民参加を実施しており、様々な世代の方に大変多くご参加いただき、貴重なご意見を頂戴するとともに、市民の方同士の交流も深まったものと考えております。

直近の市民参加の機会としては、9月26日に事業者意見交換会を開催し、民間事業者やNPO法人など、25団体42名と多くの方にお集まりいただきました。市の良いところ・悪いところを考えながら、より良いまちにしていくための様々なアイデアについて、それぞれのご専門や事業分野から対話を深めていただき、終始熱気あふれる意見交換会となりました。

現在は、計画の核心部分となる基本構想の検討を進めており、10月、11月に開催された総合計画審議会におきましても、基本構想の答申に向け、様々な観点からご審議をいただいたところでございます。

第5次総合計画について「わたしたちのSDGs」との副タイトルを付けること、また基本構想の中では、市民の命を最優先にすること、持続可能性を高めていくこと、自然や文化、歴史や伝統を

大事にすること、多様な主体が共に力を発揮することといった、まちづくりを進めるにあたって大切にしている価値観や考え方や、これまでのまちづくりの好循環を一層推進するために、基本目標としてまちの価値の向上、ひとの活力の向上、くらしの質の向上の観点から、目指すまちの姿についてご議論をいただき、一定の集約が図られたところであります。

また、将来都市像につきましても、これから目指す市全体の姿について、多くの市民の方とイメージが共有できるよう、これまでの市民参加や総合計画審議会などでいただいた、さまざまな構成要素やキーワードから検討を進めております。これらを踏まえて審議会から令和2年2月頃までを目途に答申をいただく予定としております。

その後におきましても、基本構想についての議案提出に向け、パブリックコメントや市民説明会などを実施してまいりたいと考えておりますので、引き続きご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、総合計画と並んで市政運営の柱としている行財政改革大綱につきましても、第5次大綱の策定をスタートしており、去る10月に開催された今年度の第2回行財政改革審議会では、令和3年度からの計画期間となる第5次行財政改革大綱の基本理念について諮問をさせていただきました。

審議会においては、これまでの行財政改革の取り組みや進捗をお示しするとともに、総合計画策定における人口推計を基にした将来予測などについても共有をさせていただいたところで、人口減少局面における成長社会からの転換、情報通信分野における技

術革新の状況など、現在そして未来の社会の変化に対応し、持続可能な自治体経営に求められる新たな視点をもった行財政改革の方向性について、幅広くご審議いただき、令和2年6月頃を目途に答申をいただく予定でございます。

今後は総合計画における目指すべきまちの姿も踏まえて、この大綱が持続可能なまちづくりに資するよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- 続きまして、民間事業者提案制度について申し上げます。

この間、提案書提出前の民間事業者との事前対話を経て、10月21日から31日までの間において提案書の提出を受付けましたところ、合計34件の提案が民間事業者から提出されました。

提案の分野を限定しないテーマフリー型としたことや、公民連携地域プラットフォームとの連動などが功を奏し、全国の先行事例に照らしても稀に見るほど多くのご提案をいただくことができました。

熱意を持って貴重なご提案をいただいた民間事業者の皆さまに心から敬意を表し、感謝申し上げます。

今後は、いただいた提案について審査をさせていただき、採択となった提案については、次のステップである事業化に向けた詳細協議へと進めてまいりたいと考えております。

- 続きまして、東村山市いじめ防止等のための基本的な方針の策定状況について申し上げます。

いじめ防止対策推進法においては、いじめ防止の取り組みの主体者は地方公共団体とされていることから、いじめの問題については、教育委員会はもとより市全体として捉えていく必要があるとの市議会政策研究会からの提言を受け、これまで教育委員会が主体となり策定しておりました「東村山市いじめ防止等のための基本的な方針」を令和元年度より総合教育会議の場で議題とし市長部局として主体的に策定を進めております。

本方針（案）につきましては、11月6日から25日までの期間でパブリックコメントを実施し市民の皆さまからご意見を頂戴したところです。今後は、これらのご意見等を踏まえ、年度末までに方針を策定してまいります。

○ 以上で経営・政策分野を終了し、次に総務分野について申し上げます。

○ 職員の給与改定について申し上げます。

令和元年度の公務員の給与につきましては、10月16日の東京都の人事委員会勧告に伴い、官民較差を調査した結果、例月給につきましては、民間給与が公務員給与を上回る結果となりましたが、較差が極めて小さいことから、改定を見送ることが勧告されております。

これに対し、特別給（賞与）につきましては、民間の支給月数が公務員の支給月数を上回る結果となったことから、年間の支給月数を0.05月引き上げ、4.65月とすることが勧告されたところであります。

当市の給与改定につきましては、平成20年度に実施しました給与構造改革以来、基本給につきましては東京都に準拠し、地域手当につきましては国の支給率に準拠する形で、毎年改定を行ってまいりました。これは独自の人事委員会を有していない本市が、給与水準について民間との均衡を図り、市民の皆さまへの説明責任を果たすために、最良の方法であると考えたためであります。

今年度の給与改定につきましても、この方針に基づき実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○ 以上で総務分野を終了し、次に地域創生分野について申し上げます。

○ 東京2020オリンピック・パラリンピックに関する取り組みについて申し上げます。

去る11月1日に、中国卓球代表チームが本市を来訪し、市民スポーツセンターにて市民との交流が行われました。

中国代表チームは11月6日から10日の間、東京体育館で開催の「^{アイティティエフ}ITTF チームワールドカップ」に出場するため来日しており、大会前の貴重なお時間を割いていただき、ホストタウンである本市にお越しいただいたものです。

当日は、今年3月に本市を視察いただいた中国卓球協会の何瀟（か・しょう）様、中国女子代表李隼（り・しゅん）監督、元世界チャンピオンでオリンピック3大会銀メダル獲得の男子代表の王皓（おう・こう）コーチをはじめ、選手については、ワールドカップ

女子シングルス2017年優勝、現在世界ランキング4位の朱雨玲（しゅ・うれい）選手、ワールドカップシングルス2015年準優勝、2016年団体優勝の方博（ほう・はく）選手のほか、2018年オーストラリアオープン準優勝の劉丁碩（りゅう・ていせき）選手、2019年スウェーデンオープンで石川佳純選手を破った劉斐（りゅう・ひ）選手の7名がお越しになりました。

また、ホストタウン事業でご協力いただいております中国大使館からも、宋耀明（そう・ようめい）公使をはじめ3名の方がお越しになりました。

当日は、世界最高峰の中国代表選手と交流が図れるということで、市内外から約300名の方にご来場をいただき、歓迎セレモニー後は、公開練習、小学生を含む4名の日本人選手との交流試合、お越しいただいた市民との卓球による交流が行われました。

中国選手とラリーをした市民の方は「朱雨玲選手とラリーができ感激、一生の思い出になった。」と、興奮気味に話しておられました。

また、中国大使館の宋公使も「雲の上の存在である中国代表の選手が一般市民と交流・練習することは、中国ではあり得ません。中国人が聞いたら東村山の皆さんのことをとても羨むと思いますよ。」と仰っておられ、中国国内でも行うことのできない市民との交流を、ましてや大事な大会前に行っていただいたことに、改めて、中国代表チームの皆さまに感謝を申し上げます。

普段から卓球をやっている子ども達はもちろんのこと、初めてラケットを握った子ども達にとっても深く記憶に残ったのではないかと感じており、東村山市民の中国に対する思いや理解がぐっ

と深まったものと認識しております。

はじめは堅い表情だった中国代表チームの皆さんも、市民との交流を深めるなかで、笑みを浮かべるようになり、このような点からも互いの距離が更に縮んだのではないかと確信したところでございます。

今回の交流にあたっては、多くの方々のご理解とご協力がなければ成し遂げることはできませんでした。あらためまして、中国代表来訪に向け、ご協力いただきました木原誠二衆議院議員をはじめ、中国大使館、東村山市日中友好協会、東村山市卓球連盟、東村山市国際文化スポーツ交流協会、東村山市体育協会など関係各所の皆さまに感謝申し上げます。

なお、中国代表チームは今回の「^{アイティティエフ}ITTF チームワールドカップ」で男女優勝というか輝かしい成績を収められました。ぜひ、来年の東京2020オリンピックでは日本代表と中国代表で金メダルを競っていただき、そして、中国代表チームには、もう一度東村山へお越しいただき、市民と再び交流していただけるよう、引き続き尽力してまいります。

○ 以上で地域創生分野を終了し、次に市民生活分野について申し上げます。

○ 第3次市税等収納率向上基本方針策定について申し上げます。

市政運営における貴重な自主財源確保と税負担の公平性の観点から、より積極的かつ徹底した徴収業務を進めるべく、平成22年度から5カ年を計画期間とした「市税等収納率向上基本方針」

に続き、平成27年度から5カ年を計画期間とする「第2次市税等収納率向上基本方針」を策定し、市税等の収入確保、並びに収納率の向上を図ってまいりました。

この基本方針に基づく継続的な取り組みにより、この間、収納率は大きく上昇し、安定した収入確保に繋がっているところでございます。

今後におきましても、市政運営における貴重な自主財源及び国民健康保険制度を維持するための財源の確保に向け、より一層、継続した取り組みが必要となります。また、新たな取り組みとして介護保険料等の滞納繰越分に対する徴収事務一元化の推進を加え、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする「第3次市税等収納率向上基本方針」を、12月中の策定に向け、進めているところでございます。

令和2年度からは、この新たな方針に基づき、市税等の収入確保、並びに収納率の維持・向上を目指して取り組んでまいります。

- 以上で市民生活分野を終了し、次に環境・安全分野について申し上げます。
- 民有地ブロック塀補助事業の検討について申し上げます。

平成30年6月に発生した大阪北部地震によるブロック塀の倒壊被害を踏まえ、市では学校施設のブロック塀の緊急点検を直ちに行い、順次対応してまいりましたが、民有地のブロック塀についても、最新の機器を新たに購入し、ブロック塀の所有者の方が自ら鉄筋の有無を調べていただくことを目的に貸し出しを始めたほ

か、平成30年11月には生垣造成費の補助事業について補助費を拡大し対応してまいりました。

民有地にあるブロック塀は、所有者の方により適正に管理されるべきものではございますが、地震発生時には倒壊による人的被害や避難路の閉塞による二次的な被害を及ぼしかねないものであります。

ブロック塀への補助については、すでに多摩地域でも19市が制度化をしており、かつ市民の皆さまや市議会においてもご要望をいただいているところであり、引き続き、国・都の補助制度の活用等、財源の確保を見極めつつ、補助要件等を検討した上で最終判断をしてまいります。

○ 以上で環境・安全分野を終了し、次に資源循環分野について申し上げます。

○ はじめに、「東村山市ごみ処理施設整備基本方針策定」について申し上げます。

ごみ処理施設の老朽化に伴い、新たな可燃ごみ処理施設の検討が必要になったため、市では平成28年度から平成29年度に行った「東村山市ごみ処理施設あり方検討会」での検討内容や平成30年度に実施した市民意見交換会、また令和元年8月中旬から9月中旬に実施した市民説明会で頂いた、ご意見等を参考に検討を重ね、新しい可燃ごみ処理施設の4つのコンセプトと、それらを実現するための7つの基本方針からなる、「東村山市ごみ処理施設整備基本方針（案）」を作成し、10月15日から11月4日まで、

パブリックコメントを実施し意見募集を行ってまいりました。

また、基本方針（案）の概要につきましては、ごみ見聞録の臨時号や公共施設でのパネル展示等により、幅広く周知を図るなど、市民の皆さまにご理解をいただけるよう、丁寧に進めてまいりました。

この度、この間いただきましたご意見等を整理し、基本方針を取り纏めましたので、本定例会会期中において公表させていただく予定でございます。

基本方針策定後は、施設整備に向けた具体的な設備等を検討する、施設整備基本計画策定の段階に移行してまいりますが、引き続き周辺にお住いの方々や、市民の皆さまのご意見を伺う機会を設け、丁寧に取り組んでまいります。

- 続きまして、プラスチックごみ減量の取り組みについて申し上げます。

当市では、地球規模の問題となっているプラスチックごみ問題に全庁的に取り組むべく、私から市内におけるプラスチックごみ削減について啓発の呼びかけを行いました。

ご承知のとおり、プラスチックは便利な一方でそのごみが深刻な問題となっており、昨今のG7、G20サミットでも海洋プラスチックごみ削減に、世界的に取り組まなければならないとの認識で一致したところです。

この問題は海の無い当市でも例外ではなく、ポイ捨てごみや不法投棄されたごみが市内を流れる川を流れて海に流出している可能性がございます。

当市では市民の皆さまの意識が高いおかげもあって、1人1日当たりのごみ排出量の少なさ、リサイクル率の高さも全国10位以内であります。今後とも更にごみを減らし、この世界的な課題を解決していくためにも、まずは、市職員が率先してプラスチック削減に取り組み、マイバッグ、マイボトルの利用や分別の徹底など、できることから、更なるごみの削減を促進していく所存でございます。

- 続きまして、第5次東村山市一般廃棄物処理基本計画策定に伴う市民意見交換会の開催について申し上げます。

既にご案内させていただいておりますが、現在、ごみ減量の基本的な考え等を定める、第5次「東村山市一般廃棄物処理基本計画」の策定作業を進めております。作業の一環として、今後のごみ減量・資源化について、市民の皆さまからご意見を頂くことを目的として、「未来を考える・3Rワークショップ」と題し、3回シリーズからなるワークショップを開催しております。

第1回目・第2回目は、講師にゴミニスト・環境カウンセラーの江尻京子^{えじりきょうこ}氏をお招きし、11月2日の土曜日と17日の日曜日に開催いたしました。

第1回目は、「プラスチックごみを考える」というテーマで、海洋ごみ問題、当市の容器包装プラスチック分別から身近なプラスチック問題やプラスチックごみとSDGs等について、第2回目は、「食品ロスを考える」というテーマで、食品ロスはなぜ問題なのか、当市のごみの中身、消費期限と賞味期限、期限の決め方等について講演をいただき、その後、各グループ内での意見交換や

全体討論により、活発な意見交換等が行われました。

第3回目は、「脱使い捨てでいこう」をテーマに、環境カウンセラーの瀬口亮子^{せぐちりょうこ}氏を講師にお招きし、12月8日の日曜日午後1時から、市民スポーツセンター2階大会議室で開催いたしますが、第3回目も活発な意見交換等がされることを期待しているところであり、頂戴したご意見等につきましては、次期基本計画の施策の参考にさせていただきたいと考えております。

○ 以上で資源循環分野を終了し、次に健康福祉分野について申し上げます。

○ はじめに、社会福祉センターの一部再開について申し上げます。

社会福祉センターは、令和元年10月1日から「中高年事業団やまて企業組合」による指定管理を開始しており、12月2日から集会施設及び福祉作業所を一部再開する予定となっております。

再開にあたりましては、集会施設の登録福祉団体に対して案内を送付したほか、これまで福祉作業所を利用されていた方へ個別面談を実施するなど、この間、丁寧な対応に努めてまいりました。

今後は、社会福祉センターにおいて、地域づくりの推進と就労支援の促進が図られるよう、集会施設及び福祉作業所を運営していくとともに、令和2年度の就労サポートセンター開設に向けて、指定管理者と調整しながら準備を進めて参ります。

○ 続きまして、憩いの家の運営について申し上げます。

憩いの家の運営につきましては、平成30年度から委託から直営

へ切り替えて事業を実施しているところでございます。

直営へ切り替えたことで、職員が直接、各館を巡回し運営状況等を確認しながら、この間、適宜適切な対応に努め、利用者の皆さまにご迷惑をかけないように運営しているところです。

これまでの憩いの家の役割としては、高齢者等の相互の親睦を図るだけでなく、高齢者生きがい事業として実施しているサロン活動など、介護予防に関する取り組みを、主に利用者向けに実施してまいりました。

しかしながら今後は、憩いの家利用者のみならず、地域にお住まいの高齢者も対象とした介護予防事業を実施するなど、憩いの家を地域の介護予防事業の拠点の一つとして、新たな視点で活用してまいりたいと考えております。

このようなことから、今後の運営方法につきましては、職員による直営を当面維持しつつ、憩いの家事業全体の在り方を引き続き検討していきながら、巡回等の日々の業務内容を十分に考慮したうえで、職員配置を整えて参りたいと考えております。

○ 以上で健康福祉分野を終了し、次に子育て分野について申し上げます。

○ はじめに、学校施設に新設する4つの児童クラブにおける指定管理者の指定に向けた事業者の募集等について申し上げます。

令和2年4月に学校施設内に新たに開設する4つの児童クラブの運営体制については、「東村山市児童館・児童クラブ運営等検討会」において、「公設民営」の施設として民間活力の導入を図り対応す

ることなどについて、9月5日付にて同検討会より中間報告としてご提言いただきました。

当市といたしましては、これら4つの児童クラブの運営体制については、時代のニーズに応じた柔軟かつ多様なサービスの展開が可能である、指定管理者制度の導入を図ることとさせていただいたところでございます。

こうした決定に基づき、「学校施設内新設児童クラブ指定管理者選定委員会」を設置し、選定にかかる基準等について議論のうえ、10月15日より事業者募集を開始させていただきました。

その後の募集にかかる説明会、学校施設の見学会にも大変多くの事業者にご参加をいただき、実際にご応募いただいた事業者について11月中旬から下旬にかけて審査を実施したところであり、現在は市として指定管理者候補者の選定に向けた最終決定を行う段階でございます。これら4つの児童クラブに係る指定管理者の指定に関する議案については、本定例会最終日の追加議案でご審議いただく予定でございます。

なお、4つの小学校における施設改修等整備につきましては、先行して実施しました大岱小・秋津小については既に工事が完了し、回田小・北山小につきましても、令和2年1月末までを工期とした工事を現在進めているところでございます。

また、これらと併行し、令和2年3月31日をもって当市の基準条例における経過措置期間が満了することを見据え、今後はいわゆる定員的な概念のもと、保育所等のような受け入れ数に上限値をもった利用の仕組みを整備することが必要となってまいります。

このため、この間、市としても「東村山市立児童館条例施行規則」

を改正するなど、これまでの継続入会にかかる手続きを見直し、低学年の中でも特に配慮が必要な1年生を中心に、より保育の必要性が高い児童が優先的にご利用いただけるよう、令和2年度に向けた入会手続きの見直しを行ってきたところでございます。

これらの規則等の整備につきましては、今後も条例改正等の進捗に併せ、順次所要の改正等を進めてまいります。

- 続きまして、東村山市児童虐待防止対策に関する庁内連携会議の設置について申し上げます。

近年、児童虐待に関する相談対応件数は増加傾向にあり、幼い命が奪われてしまうという痛ましい事件もあとを絶たない状況から児童虐待への対応については喫緊の課題であると認識しております。

私としてはこのような課題に対応すべく、職員一人ひとりが児童虐待の防止等に対して、共通の認識を持つことや更なる庁内連携を推進していくことを主眼に「東村山市児童虐待防止対策に関する庁内連携会議」を設置したところでございます。

去る11月12日に開催した第1回目の会議においては、委員同士の意見交換を通じて、各部の認識の共有を図るほか、併せて児童虐待の相談・通告カードを全職員に配布することを決定いたしました。

今後もこれらの取り組みを通じて、「体罰等によらない子育ての推進」の目線をまずは全職員が持ち、児童虐待の未然防止や早期発見のための努力を積み重ねてまいります。

- 続きまして、第2期東村山市子ども・子育て支援事業計画の策定状況について申し上げます。

昨年度より東村山市子ども・子育て会議の中で、令和2年度からの教育・保育等の各種事業における必要な量の見込み、確保の方策の検討、また保育をはじめとした子育てサービスの利用傾向の分析等について、様々な御意見をいただきながら第2期事業計画の策定を進めております。

本計画案につきましては、年明けにもパブリックコメントを通じて広く市民の皆さまのご意見をいただき、今年度末に計画策定を行ってまいります。

- 続きまして、待機児童解消に向けた取り組みについて申し上げます。

平成31年4月の待機児童数につきましては、既にご案内のとおり昨年度の5人から、0歳、1歳児を中心に大幅に増加し91人となったところでございます。

この間、平成31年4月の待機児童の状況も考慮しながら、当市における待機児童の傾向について更なる分析を進めるとともに、令和元年10月より実施の幼児教育・保育の無償化による影響も勘案しながら、令和2年度に向けた保育環境の整備について検討を進めてまいりました。

このような取り組みを進めてきた中、目黒区において企業主導型保育事業の運営実績を有している、「一般社団法人クレイドル」から、小規模保育事業を行う旨の事業計画の提案をいただいたところでございます。

本事業者の運営実績などに鑑みますと、本市においても良質な保育を実施いただけるものと私としても期待しているところであり、今後、開設に向けた具体的な取り組みを市としても進めてまいりたいと考えております。

○ 以上で子育て分野を終了し、次に都市整備分野について申し上げます。

○ はじめに、東村山駅周辺のまちづくりについて申し上げます。

既に駅構内の掲示や、11月1日号市報にて駅利用者をはじめ市民の皆さまにお知らせしておりますが、東村山駅部の連続立体交差事業の工事進捗に伴い、11月30日土曜日の始発電車より、橋上改札が地下通路へ切り替わります。

これにより、駅東西の出入口が変更になるとともに、現在の駅舎につきましては閉鎖され解体工事が進められてまいります。また、切り替えに伴い、改札から西口のワンズタワーにある公益施設への動線も変更となりますので、ご利用される方々に混乱やご不便をおかけすることのないよう、東西の駅前広場や駅構内に案内表示を設置するなどの対応を図ってまいります。

この地下通路につきましては、高架化が完了するまでの期間使用されることから、駅利用者の皆さまにはご不便をお掛けすることもあるかと存じますが、ご理解ご協力の程宜しくお願い申し上げます。

○ 続きまして、都市計画道路の整備状況等について申し上げます。

現在、東京都と23区及び26市2町で連携して取り組んでおります「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」につきましては、第四次事業化計画で掲げた、今後の都市計画道路のあり方の検討については、平成30年7月に中間のまとめ、令和元年7月に基本方針案を公表し、パブリックコメントを実施してまいりました。

そしてこの度、都市計画道路の見直しに関する検証手法や個々の路線の計画変更等の対応方針を示した基本方針が取りまとめられました。

本市では、都市計画緑地である狭山緑地と都市計画道路3・4・34号線の一部区間で計画重複等に関する検証が行われ、今後、事業化を検討していく際に対応することが位置付けられました。

このことから、引き続き必要な都市計画道路の整備を着実に進めるとともに、この基本方針に沿った対応をしてまいります。

次に、事業着手に向けた取り組みについて申し上げます。

第三次みちづくり・まちづくりパートナー事業で進めております都市計画道路3・4・5号線の都道226号線から都市計画道路3・4・27号線さくら通りまでの約560メートル、都市計画道路3・4・10号線及び、3・4・31号線の弁天橋付近から正福寺付近を經由し都道128号線までの約550メートル、第四次事業化計画に位置付く都市計画道路3・4・10号線の都市計画道路3・3・8号線から弁天橋付近までの約560メートル、これらいずれの路線も、現在、都市計画事業認可の取得手続きとともに、用地補償説明会の準備作業を進めているところでございます。

説明会は、関係権利者の皆さまを対象に開催するものであり、事業認可の取得後、速やかに案内文を送付する予定でございます。

説明会当日は、用地補償の概要について丁寧な説明に努め、皆さまにご理解を頂けます様取り組んでまいります。

- 続きまして、新・下水道プランの策定について申し上げます。

下水道の基本方針や施策の方向性を示した下水道プランは、平成21年度の策定から10年が経過します。

この間、都市計画道路の整備に併せた公共下水道事業などに着実に取り組むとともに、下水道経営の健全化を進めてまいりましたが、第5次総合計画の検討や公営企業会計への移行などを踏まえ、今後10年先を見通した新たなプランを策定することといたしました。

第2次となる下水道プランの検討は、国や東京都の方向性と整合を十分図るとともに、パブリックコメントを実施するなど、市民の皆さまのご意見を頂きながら進めてまいります。

また、下水道プランの策定に併せまして、本定例会で「東村山市下水道事業の設置等に関する条例」を提出させていただき、令和2年度の公営企業会計の財務適用に向け、下水道事業の経営戦略も策定してまいります。

これら二つの計画により、下水道事業に係る将来的課題を整理し、経営の見通しを踏まえた施策の優先順位を設定しながら、健全な下水道経営に取り組んでまいりたいと考えております。

- 以上で都市整備分野を終了し、次に教育分野について申し上げます。

- はじめに、中学校体育館空調設備設置調査委託結果についてご報告いたします。

昨今の猛暑などの気象状況の変化を踏まえて、体育館への空調設備の導入に関して今後の検討材料とするため、その立地条件や建物構造などを勘案した空調効果や設置方法などの調査を実施し、9月末をもって調査が完了しました。

調査結果としましては、各学校の建物構造や建物面積が異なることから、EHP（電気方式）やGHP（ガス方式）などの空調方式、室内機の設置方法の検討や、各々どの程度の機器を設置すれば効果が見込めるか、室外機の設置スペースや配管の距離、アリーナやギャラリーの状況等を見極めた中で、各学校とも既存の体育館に断熱工事等の付帯設備の改修工事を必要とせず、空調設備を設置した際、一定の効果が認められるとの報告がなされました。

以上の報告を踏まえ、今後の空調機設置については財政状況等も勘案しながら判断してまいりたいと考えております。

- 続きまして、「小・中学校のブロック塀改修工事」について申し上げます。

市議会9月定例会の所信表明でもご報告申し上げたとおり、小学校においては化成小・大岱小・秋津小・八坂小・萩山小・南台小・久米川小・東萩山小・青葉小・野火止小の10校で7月に事業者が決定し、現在、各校順次既存ブロック塀を解体し、今後新たな鉄筋コンクリート壁及びフェンスの設置など年度内での完了に向

け、工事を進めている状況でございます。

また、中学校においては、9月11日に入札を実施し、東村山第一中学校、第二中学校、第三中学校、第五中学校の4校においては、現在、工事を行うため現地調査及び仮設等の準備を行っており、概ね令和2年2月下旬頃の完了を予定しております。

しかし、東村山第四中学校については入札不調となり、現在、再入札に向け準備を進めており、3月末までの完了を目指して参ります。

- 以上で教育分野を終了いたします。
- 最後に、本定例会にご提案申し上げます議案につきましては、「東村山市副市長定数条例の一部を改正する条例」をはじめ、全21件をご送付申し上げます。
- いづれにつきましても、提案の際にご説明申し上げますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- 以上、令和元年市議会12月定例会にあたりまして、当面いたします諸課題の何点かについて申し上げ、所信の一端を述べてまいりました。
- さて、全世界を熱狂させたラグビーワールドカップ2019日本大会が11月2日に閉幕いたしました。世界最高のプレーを大勢の方々が目に焼き付けられたことと思います。

私自身も開幕後の9月29日に東京スタジアムで開催された

オーストラリア対ウェールズ戦を観戦させていただき、テレビでは味わえない臨場感と迫力を5万人近い観客と共有でき、感激したところです。

思わず、その興奮をツイッターで「日本チームには日本中がこの感激に浸れるよう頑張ってもらいたいです」とつぶやいてしまいましたが、後になってこれが全くの杞憂に過ぎなかったことを思い知らされることになりました。

日本代表はグループリーグを4連勝で突破し、準々決勝で南アフリカに敗れたものの、異なる文化や背景を持つ選手たちが互いをリスペクトし合い、家族のように一致団結し、まさに「ONE TEAM(ワンチーム)」で勝利を目指す、その奮闘ぶりは私たちに勇気と感動を与え、我が国のみならず世界でも賞賛されました。

開催国である日本の躍進が大会を大いに盛り上げたことは申し上げるまでもありませんが、同時に大会を通じて示されたのは、選手やファンが相手チームに敬意を払うラグビーの精神文化だったのではないのでしょうか。

多くの会場で、日本の観客が出場チームの国歌や代表歌と一緒に口ずさみ、海外チームの選手は試合後、グラウンドを去る際に、日本式のお辞儀をして観客に感謝の気持ちを表しました。多くの選手、監督がツイッターなどでおもてなしへの感謝をつづり、世界に向けて発信しました。

勝負が終わればノーサイドでお互いを認め合い、リスペクトし合いながら友好を深める文化に改めて深い感銘を受けたところです。

大会は日本代表を破った南アフリカがイングランドを破り、

3度目の優勝を果たしましたが、私が試合とともに感動したのが、南アフリカ代表初の黒人キャプテンとしてチームを牽引したシャ・コリシ選手の試合直後での優勝インタビューでの言葉でした。

「僕たちの国にはいろいろな問題がある。色々なバックグラウンドや民族から選手が集まり、ひとつの目標に向かって一丸となって国のために戦った。何かを成し遂げたいと思ったらひとつになれるんだということを見せたかった」

この言葉を聞いて浮かんだことがありました。それは、今は亡きネルソンマンデラ元大統領が肌の色が異なる人々が共存する虹色の国、いわゆるレインボーネーションを掲げ、人種間の融和と民主化に努め、迫害や復讐ではなく、共に新しい国を創ろうと呼びかけたことでもあります。

「黒人も白人も関係なく南アフリカの全国民が一緒になって、何も恐れることなく、背筋を伸ばして歩を進めていくことができる、決して人としての尊厳を奪われることのない社会をつくろう。我々のみならず世界が平和になるような、そんな「虹の国」を」

南アフリカは貧困、犯罪の多発、人種間の格差など様々な問題に直面しておりますが、今回の優勝を機に国が今一度ひとつになることを願わずにはられませんでした。

同時に、当市においても形は違えど、人々が美しく心を寄せ合う中で文化が生まれ育つ、令和という新しい時代の元に多様な価値観を認め合い、リスペクトし合いながら貧富や障害の有無、年齢、性別、国籍や文化背景の違いなどにかかわらず、市民の皆さまと共にひとつになって新しい時代の東村山の扉を開いていくために汗を流していきたい、そしてそれをレガシーとして次の世代

に引き継いでいきたい、と改めて胸に刻ませていただいたところ
です。

本日より12月定例会が始まりますが、この議場に参集している
お一人おひとりの英知と情熱を結集し、まさに「ONE TEAM」で、
希望に溢れ、誇りある東村山の未来に向かって政策論議していこ
うではありませんか。

- あらためまして、議員各位、並びに市民の皆さまの深いご理解
とご支援を賜りますようお願い申し上げ、また、提案いたします
諸案件のご審議を賜り、ご可決賜りますよう重ねてお願い申し上
げ、私の発言を終わります。